

をかけてはじめて定着するものだから、予算編成に対する注文としていえば、やはり福祉計画というものに裏打ちされていないと、果して今年の予算だけで福祉は定着したといえるかどうか非常に疑問だと思う。できれば福祉予算への方向を定着させるための福祉計画が同時に示されるべきだと考える。

それから終りのほうの問題提起では、たしか将来は、住宅はむしろ個人で建てるべきであり、政府のなすべきことは住宅が建てやすいように、主として土地のほうのめんどろをみるべきである、というお話だったと思う。このことに関連して一番大切なことは「公」がやることと「私」がやることとの領域をどういうふうに区分するか、「公」と「私」の機能分担をどういうふうに区別するかということだと思う。私的領域というのは一応プライス・メカニズムというものがある、たとえば「高福祉・高負担」という話が出たわけであるが、私どもはそれがほしいものであれば高い金を出しても買っている。私的分野では、プライス・メカニズムを通じて一応「高福祉・高負担」の形になっていると思う。したがって、いわゆる「高福祉・高負担」というものが問題になるのは、私的領域ではなく公の領域でプライス・メカニズムが働かないところで福祉と負担との関係をどういう論理で結びつけるかという問題だと思う。加藤さんは、高福祉高負担というのは、いわばお説教的な、道徳的な問題を多分に含んでいる、というお話であったけれどもマクロ的に見て、公共部門がつくり出す福祉サービスの全体と、それに対応する国民負担の全体とを対比させた場合に、福祉を高めようとするれば全体としての負担は高まらざるをえない。私はこういう意味に解釈しているわけである。その問題を「高福祉・適正負担」というように言い換えるには、その間に所得再配分の問題が入ってくる。マクロ的にみれば高福祉高負担だけれども、ミクロ的に1人1人をとった場合には当然高福祉低負担の人もあるはずである。だから問題は、マクロ的視点から見た高福祉高負担を、ミクロ的視点における高福祉適正負担に結びつけるために、どのような再配分の仕方をすべきかということだと思う。

以上のことに関連して、今まで公でやっていたものを私企業にまわす、あるいは私企業がやっていたものを公共部門がやる。こういう再点検が必要である。このことは加藤さんもお指摘になった点だと思う。今までは政府がやったほうがよかったのだけれども時勢が変わって、むしろこれは私企業にまかせたほうがいいのかというものもあれば、今までは私企業がやっていたけれども、この

ような状況のもとでは政府がやるべきであるというふうに、つまり最初にどちらがやったから、その形がいつまでも続かなければならないという硬直的な考え方ではなくて、社会、経済情勢に応じて、あるいはまたそれぞれの機能の変化に応じて、公共がやるべきものと、「私」がやるべきものとを総点検する段階に、今やきているのではなかろうか。このことは社会保障についても、今までは社会保障でやっていたけれども、これはむしろ私的保障のほうにまわしたほうがいいのかというものもあるかもしれない。あるいは私的保障でやっていたけれども、これは当然社会保障でやるべきであるというふうに、社会保障の分野に取入れていくべきものもあるかもしれない。このことは1つのサービスの内部における基礎的部分と選択的部分との関係についてもいえるわけで、そのところの振分け方をどうするかということが実は福祉国家の問題ではなかろうかと思う。

まとめのところで「生きがいと参加の問題」が出てきたが、生きがいはやはり個人の問題であるからいくら条件をよくしても生きがいを感じない人は感じないわけで、個人の主体的な問題、つまり生きがいというのは個人が努力して主体的につかみ取るものであって、他人がとやかくいうべきものではないかもしれない。したがって政府がやるべきことは、生きがいをつかめるような環境、条件、機会を整えることで生きがいそのものを与えることではない。最後の参加の問題は、いろいろな参加の仕方があるが、福祉社会においては住民参加ということが非常に重要な問題になると思う。いわゆる国のレベルでの参加の仕方、あるいは府県単位における行政圏での参加の仕方、コミュニティにおける参加の仕方と、いろいろのレベルで参加の仕方が違うけれども、ここで重要なのはコミュニティにおける参加の仕方だと思うので、そのへんの参加の仕方をさらに具体的に展開していただければと思う。

今日のお話はたいへん範囲が広いので、細かい具体的な話は聞けなかったけれども、方向づけというか、考え方というか、そういう点でたいへん示唆の深いお話であった。私のコメントも望濁のコメントになったかと思うが、以上簡単に感想を申し上げた。

〈コメント〉

大 熊 一 郎

多彩な議論を展開された加藤さんのお話を聞く機会を得てたいへんありがたいと思っている。今日、財政学が

いわゆる公共経済学への脱皮を図っている段階にあって、私自身もどういう形で公共経済学を展開すべきかということの日頃考えているので、たいへん教えられるところが多かった。

加藤さんはこのお話のなかで——少くともこのレジュメを読んだ限りでは——3つのことを柱にしておられる。1つは今回の予算を中心にしたお考えだと思うが、景気回復につき従来の量的景気回復に対し質的な景気回復ということを強調しておられる。2番目に高福祉高負担ではなく、高福祉適正負担であるということを柱に述べられた。第3番目が最も中心になると思うが、生きがいの保障ということを書いておられる。以下この3つの論点について感想を述べさせていただきます。

質的景気回復ということで加藤さんが述べられたことは必ずしも理解できないが、私自身が考えると、従来の日本の景気対策手段が、主として公共投資、財政投融资にゆだねられていた。そうした手段をむしろ転換しなくてはいけない。こういうことが質的な景気回復の論点ではなからうか。つまりそれは公共投資を中心とした財政支出による調整から、むしろ粗税による調整中心に変るべきだということかと思う。従来税制による民間投資の調整は実質的に行われていなかったわけである。ところが、質的景気回復が社会福祉予算を大幅に増やすことであると考えるなら、これは必ずしも妥当ではない。社会福祉というのは景気対策の手段では毛頭ないからである。

明年度（47年度）の予算では、大型予算の中に福祉予算という観点からかなりの財政的配慮がされているということはいわれており、そんなことはないという人もいるが少くとも福祉予算というものが表面上は大きな柱として出されている。しかし実はよく内容を見てみると、江見さんも福祉というのは長期の問題であるといわれたが、実はかなり場当たりのもので、必ずしも本当に福祉予算といえるかどうか疑問である。社会福祉の充実というのは、実は公共投資にしてもそうであるが、長期的な計画がなくてはならない。往々に財政当局は長期的財政計画を好ましくないものと考えるが、しかし長期的な財政計画の上にはじめて財政による短期的景気調整が有効になる。と同時に、今日の日本は、実は高度成長下を通じて社会福祉というか、社会保障のための予算が著しく増大していることも事実である。ただ、問題なのは、今日ほど社会福祉に関して制度の選択ということが緊急に迫られているにもかかわらず、制度はそのまま予算がふくらんでいくという傾向の出ていることである。

そこに今日のように逆立ちした健康保険という問題が出てくるわけである。

第2番目の高福祉適正負担というのは、まったくおっしゃる通りである。公共料金に対する受益者負担の原則ということは財政当局によって強調されているが、それがしばしば誤解を招いている。受益者負担の原則というのは、高福祉適正負担ということであって、つまり受益者が負担するというのは受益者が受益の程度によって負担するということである。そこでは直接サービスを受取る人だけが受益者ではなく、外部経済効果を考慮に入れるならば、企業あるいは社会一般が間接的な受益者である。だから受益の程度に応じて料金と租税とをどのような割合で組合せるかというのが受益者負担原則なのである。これは経済合理性に発する原則ではなく、負担の公正という観点からの原則であり、まさに高福祉適正負担という問題である。

最後に生きがいの保障という問題である。おそらく生きがいというものは、個人の問題になるにしても、個人が生きがいを感じるためには、その前提として分配の公平ということが当然必要になってくるわけで、分配の公平の上にはじめて個人が生きがいを感じる仕事を見出せる。そういう意味で社会保障が分配の公平ということを通じて側面から生きがいの保障をしているというふうに私は考える。ただ、その場合に、経済あるいは社会の発展に応じた2つの問題が当然考えられる。第1は、所得の保障と所得機会の保障をどういうふうに組合せるか、あるいはどちらにウェイトをおくかということである。イギリス型は所得保障で、アメリカ型は所得機会の保障だとしばしばいわれているが、これは並列すべきものではなく、その時代に応じてウェイトの変ってくるべき問題である。今日、日本で教育、医療が大きく問題になるのは、やはり単なる所得保障から所得機会の保障へというウェイトの変化を反映しているというふうに考えられる。

第2の問題は、所得の再分配がしばしば社会福祉の前提になるにしても、今日生きがいの保障という観点から考えると所得の再分配というものは、一方ではかなりの税負担を国民にしいなくてはならない。そこで、所得の再分配と勤労意欲をどういうふうに調整するかということが問題である。所得の再分配が勤労意欲に影響する仕方には、もう1つ、生活の安定がリスクを減少させることによって勤労意欲にマイナスにひびくということも考慮すべきである。経済学者はそういう意味で「最適の不確実性」ということを指摘している。

ところで生きがい個人の問題であることはまさにそうであるが、日本人は生きがいということ職場で働くことのなかに見出してきたような気がする。それは結局、生きがいを高度成長そのもののなかに見出していったというふうにも考えられるわけである。ところで私も経済学者は勤労意欲ということの問題にする場合、インカムとレジャーの選択ということを理論的基礎に踏まえて考えているわけである。生きがいインカムそのものを高めることにあるのか、あるいはレジャーを充実することにあるのかという点は、これはやはり国によって、あるいは経済社会の発展の程度によって違うわけであろう。問題はレジャーのなか生きがいを見出すということが単純に遊ぶことに生きがいを見出すことではないところにある。働く場所とそうでない場所とを分けた時に、いわば職場以外の場所で公共的仕事に従事することに生きがいを見出す人々が少くとも欧米にはかなり多いと考えられる。つまり企業あるいは会社という場所以外で地域社会というコミュニティの中で公共的な仕事に従事することに生きがいを見出していく人が非常に多いということである。社会福祉、社会保障の充実が、今後インカムとレジャーの選択におけるレジャーの充実として、地域社会というコミュニティの中で見出す喜びと生きがいというものとの密接につながってくる必要があり、またそうなるのではなからうか。今日の地域住民のいろいろな運動を見ても、そういうところにある種の今後のあり方を予想できるのではないか。

〈コメント〉

富 永 健 一

経済学者を大ざっぱに成長派と福祉派と分けることができると思う。加藤先生のご報告は福祉派の発言であると思う。私も社会学者は目的設定として福祉派もしくは連帯派になる傾向が強いわけであるけれども、私の場合は、社会発展という概念を究極的にウェルフェアの増加として目的的に定義していく、そういう意味での福祉派と自分を考えている。したがって成長派の経済学者に対しては原理的な問題についていろいろ異論を述べる必要を感じずかもしれないが、加藤先生のご発言は福祉的な観点であるから、私としては原理的に異論を述べる余地はちょっとないわけである。その意味でもむしろ私は加藤先生のご報告に対して補足的なことを述べる役割にあると思う。

ただ、1つコメントをしておきたいことがある。それ

はパンフレットの結論の部分に「経済成長の利益の内容を明らかにし、だれが真の利益者であり、それゆえ、だれが福祉を高めるための負担を覚悟すべきかということを示すことが必要だ」という問題提起をなさっているわけであるが、ところがこの設問に対して加藤先生ご自身、体系的に答を与えていらっしゃる。文脈から読み取ると、地価が上昇して得をしたのは土地成金だというふうにもとれるわけだが、またそのことには異論がないわけだけれども、そうであるならば高度成長にともなう外部経済効果の受益者というものを体系的にあげなければならないわけで、そのなかにはたとえば都市化の利益を受けた小売商も入るだろうし、あるいは公害の費用負担を免れてきた企業も入るだろうし、非常に多くの経済主体がそこにあげられなければならないと思う。そういう高度成長にともなう外部経済効果の問題は、結局、市場メカニズムがそれらの問題について働かないということによって引き起された不公平の問題であるから、これにはそれ固有の解決策を考えるべきであると思う。たとえば課税方式というのはその1つである。加藤先生は公共投資が土地の値上りを促進したから、公共投資には問題があるというご指摘をなさったけれども、もちろん不公平の是正は必要なのだが、他方、公共投資つまり社会的公共財に対する国家支出の増加が抑制されなければならないということにはならないと思う。この点で加藤先生は、高福祉高負担というのは、高福祉適正負担と言いかえられるべきだとおっしゃったけれども、高負担の問題自体が起ってくることは避けられないと思う。高負担は避けられないけれども、分配の問題が残るのだというふうにいうのが適正ではないかと思う。

以上が私のコメントであるが、これからさきは補足的な議論を述べたいと思う。加藤先生は福祉の議論を非常に広く解釈されて、いわゆる社会保障あるいは社会福祉についての通常の考え方は、第1の段階には適用されるけれども、今日では適用されえないというふうにおっしゃっていたと思う。私もこの点、非常に賛成で、社会保障あるいは社会福祉についてのいくつかの書物に私も目を通して見たのだけれども、非常に伝統的な社会政策型の色合いの書物が多いわけで、非常にせまい概念設定がなされるわけである。しかし社会保障とか社会福祉とかいう概念は、本来歴史的なその時その時の歴史的な事情から形成されるものであって、加藤先生の標題に経済情勢ということばがあって、それをきょうは長期、中期、短期というふうに分けられたけれども、長期の意味での経済情勢、あるいはもっと広くいえば社会情勢によって、